軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いについて

豊明市長寿課
令和８年１１月１６日

１．福祉用具貸与の原則

軽度者（要支援１・２、要介護１）については、その状態像から見て使用が想定しにくい車いす等の対象外種目は、原則として保険給付の対象外です。

ただし、厚生労働大臣が定める告示に該当する対象者については、例外的に給付が認められています。（例外給付）

２．例外給付対象種目

【要支援１・２、要介護１の人】
・車いす、車いす付属品、セニアカー
・特殊寝台、特殊寝台付属品
・床ずれ防止用具、体位変換器
・認知症老人徘徊感知器
・移動用リフト（つり具の部分を除く）

【要支援１・２、要介護１～３の人】
・自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く）
※厚生労働大臣が定める告示に該当する場合のみ

３．市への申請の要否

（１） 市への申請が必要ないもの

①直近の要介護認定における基本調査結果の表１に該当する場合

②表１の網掛け部分に該当する場合

・主治医から得た情報及びサービス担当者会議等を通じたケアマネジメントにより、ケアマネジャーがその必要性を判断します。
・当該判断に使用する文書等（基本調査結果の写し、サービス担当者会議の記録など）については保管しておく必要があります。

表１

対象外種目	厚生労働大臣が定める告示に該当する対象者	該当する基本調査の結果
車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者	
	（一）日常的に歩行が困難な者	1-7「3. できない」
	（二）日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	※ケアマネジメントで判断
特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者	
	（一）日常的に起き上がりが困難な者	1-4「3. できない」
	（二）日常的に寝返りが困難な者	1-3「3. できない」
床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	1-3「3. できない」
認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者	
	（一）意見の伝達、介護者への反応、記憶、理解のいずれかに支障がある者	3-1「1. できる」以外または 3-2～3-7 のいずれか「2. できない」または 3-8～4-15 のいずれか「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む
	（二）移動において全介助を必要としない者	2-2「4. 全介助」以外
移動用リフト（つり具の部分を除く）	次のいずれかに該当する者	
	（一）日常的に立ち上がり困難な者	1-8「3. できない」
	（二）移乗が一部介助または全介助を必要とする者	2-1「3. 一部介助」または「4. 全介助」
	（三）生活環境において段差の解消が必要と認められる者	※ケアマネジメントで判断
自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者	
	（一）排便が全介助を必要とする者	2-6「4. 全介助」
	（二）移乗が全介助を必要とする者	2-1「4. 全介助」

（２）市への申請が必要なもの

（１）に該当しないものの、次の①、②の要件を満たす場合は、市への申請が必要です。これらについて市が書面等により確認することで、保険給付の対象とします。

①表２のⅰ～ⅲのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断されている

②サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、福祉用具貸与が必要である旨が判断されている

表２

	該当項目	例
ⅰ	疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、表１の状態像に該当する者	パーキンソン病の治療薬による ON・OFF 現象
ⅱ	疾病その他の原因により、状態が急激に悪化し、短期間のうちに表１の状態像に該当することが確実に見込まれる者	がん末期の急速な状態悪化
ⅲ	疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から表１の状態像に該当すると判断できる者	ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避

４．市への申請による福祉用具貸与の手続きについて（３の（２）に該当する場合）

（１）申請方法

原則として、福祉用具貸与の開始前に①～④の書類を市へ提出してください。また、書類提出日から遡って例外給付を行う場合は、必ず申請書に理由を記載してください。

① 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付確認申請書

② 医師の医学的所見を確認した書類

次のいずれかの方法により表２のⅰ～ⅲに該当する状態像を確認してください。

・主治医意見書

・医師の診断書

・担当ケアマネジャーによる医師への電話・FAX・面接等による聴取

（参考様式「福祉用具貸与の例外給付に係る医学的所見確認書」

③ サービス担当者会議の記録（福祉用具貸与の必要性について検討内容と結果を記載）

④ 福祉用具貸与が位置付けられた居宅介護（予防）サービス計画書（案）

（２）通知方法

書類・手続等に問題がなければ、可否判定欄を記載して申請書を返却します。